

令和6年度

三田市三輪財産区一般会計

歳入歳出決算審査意見書

三田市監査委員

三 監 第 94 号  
令 和 7 年 8 月 28 日

三田市三輪財産区管理者  
三田市長 田 村 克 也 様

三田市監査委員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

令和6年度三田市三輪財産区一般会計  
歳入歳出決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年度三田市三輪財産区一般会計歳入歳出決算及び決算附属書類について審査した結果、次のとおりその意見書を提出します。

# 令和6年度 三田市三輪財産区一般会計歳入歳出決算審査意見書

## 第1 審査の対象

令和6年度三田市三輪財産区一般会計歳入歳出決算

## 第2 審査の期間

令和7年6月2日から令和7年8月18日まで

## 第3 審査の目的

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書(以下「決算書等」という。)が地方自治法等の関係法令にしたがって作成されているか、その計数は正確であるか、予算執行、会計処理及び財産管理は適正に行われているかを主眼として、地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査の視点(財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令にしたがって、適正かつ効果的に執行されているか)を踏まえて検証し、その結果を意見として表明することを目的としました。

## 第4 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された決算書等について、関係帳簿及び証拠書類と照合等を実施するとともに、関係職員から説明の聴取等を実施しました。

また、これらの実施については、三田市監査基準に基づき、主として虚偽表示等の各リスクを念頭に、審査を効果的かつ効率的に実施するためリスク・アプローチにより実施しました。

## 第5 審査の結果

審査に付された決算書等については、地方自治法等の関係法令にしたがって作成されており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合等の結果、正確であり、予算執行、会計処理及び財産管理は法令に基づき概ね適正に行われていると認められました。

なお、審査の概要は次のとおりです。

(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。  
ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。  
また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

## 1 決算状況

### (1) 決算状況について

当年度の決算状況は、次表のとおりとなっています。

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	翌年度へ 繰越すべき 財源	実質収支額	単年度収支額
令和6年度	42,619,000	37,321,153	34,598,889	2,722,264	0	2,722,264	△5,481,834
令和5年度	34,581,000	34,588,284	26,384,186	8,204,098	0	8,204,098	2,741,860
比較増減	8,038,000	2,732,869	8,214,703	△5,481,834	0	△5,481,834	△8,223,694
前年度比	23.2	7.9	31.1	△66.8	-	△66.8	△299.9

当年度の決算状況は、予算現額が42,619千円に対して、歳入決算額は37,321千円、歳出決算額は34,599千円となったことから、形式収支額は2,722千円の黒字となり、翌年度へ繰越すべき財源は0円となったことから実質収支額は2,722千円の黒字となっています。また、前年度実質収支額8,204千円の黒字を差し引いた単年度収支額は5,482千円の赤字となっています。

### (2) 歳入

歳入の決算状況を前年度と比較すると次表のとおりとなっています。

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	収入済額		不納欠損額	調定比	収入未済額	
				予算比	収納率			収入未済額	調定比
令和6年度	42,619,000	37,321,153	37,321,153	87.6	100.0	0	0.0	0	0.0
令和5年度	34,581,000	34,588,284	34,588,284	100.0	100.0	0	0.0	0	0.0
比較増減	8,038,000	2,732,869	2,732,869	△12.4	0.0	0	0.0	0	0.0
前年度比	23.2	7.9	7.9	△12.4	0.0	-	-	-	-

予算現額は42,619千円で前年度と比較すると、8,038千円(23.2%)の増となっています。

調定額は37,321千円で前年度と比較すると、2,733千円(7.9%)の増となっています。

収入済額は37,321千円で前年度と比較すると、2,733千円(7.9%)の増となっており、予算現額に対する割合は87.6%で12.4ポイントの低下、調定額に対する割合(収納率)は100.0%で変動なしとなっています。

不納欠損額は0円で前年度と比較すると、増減なしとなっています。

収入未済額は0円で前年度と比較すると、増減なしとなっています。

また、款別歳入決算状況は、次表のとおりとなっています。

(単位:円、%)

款	区分	予算現額	調定額	収入済額	収入済額		不納欠損額	収入未済額	前年度 収入済額
					収納率	構成比率			
財産収入		29,113,000	29,117,055	29,117,055	100.0	78.0	0	0	29,120,046
繰入金		5,300,000	0	0	-	0.0	0	0	0
繰越金		8,205,000	8,204,098	8,204,098	100.0	22.0	0	0	5,462,238
諸収入		1,000	0	0	-	0.0	0	0	6,000
合計		42,619,000	37,321,153	37,321,153	100.0	100.0	0	0	34,588,284

収入済額の構成比率は、財産収入が78.0%、繰入金が0.0%、繰越金が22.0%、諸収入が0.0%となっています。

収入済額を前年度と比較すると、財産収入が29,117千円で3千円(0.0%)の減、繰入金が0円で増減なし、繰越金が8,204千円で2,742千円(50.2%)の増、諸収入が0円で6千円の皆減となっています。

これらの科目の内容は、次のとおりとなっています。

財産収入は、29,117千円のうち29,000千円(財産収入に占める割合99.6%)が三田ゴルフ(株)への土地貸付収入となっており、この三田ゴルフ(株)への土地貸付収入が三輪財産区歳入決算総額(37,321千円)に占める割合は77.7%となっています。

三田ゴルフ(株)への土地貸付収入の推移は次表のとおりとなっており、前年度と比較すると、増減なしとなっています。

(単位:円、%)

項目	年度		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	令和6年度	前年度比				
三田ゴルフ場土地貸付収入	29,000,000	0.0	29,000,000	29,000,000	28,000,000	28,000,000

繰入金は、0円となっていますが、過年度における繰入金は全額が三輪財産区基金からの繰入金となっています。

繰入金の推移は次表のとおりとなっており、前年度と比較すると、増減なしとなっています。

(単位:円、%)

項目	年度		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	令和6年度	前年度比				
三輪財産区基金繰入金	0	-	0	0	0	12,755,000

繰越金は、前年度からの繰越金となっています。

### (3) 歳出

歳出の決算状況を前年度と比較すると次表のとおりとなっています。

(単位:円、%)

年度	区分	予算現額	支出済額		翌年度繰越額	不用額	
			執行率			予算比	
令和6年度		42,619,000	34,598,889	81.2	0	8,020,111	18.8
令和5年度		34,581,000	26,384,186	76.3	0	8,196,814	23.7
比較増減		8,038,000	8,214,703	4.9	0	△176,703	△4.9
前年度比		23.2	31.1	6.4	-	△2.2	△20.7

予算現額は42,619千円で前年度と比較すると、8,038千円(23.2%)の増となっています。

支出済額は34,599千円で前年度と比較すると、8,215千円(31.1%)の増となっており、予算

現額に対する割合(執行率)は81.2%で4.9ポイントの上昇となっています。

翌年度繰越額は0円で前年度と比較すると、増減なしとなっています。

不用額は8,020千円で前年度と比較すると、177千円(2.2%)の減となっており、予算現額に対する割合は18.8%で4.9ポイントの低下となっています。

また、款別歳出決算状況は、次表のとおりとなっています。

(単位:円、%)

款	区分	予算現額	支出済額			翌年度繰越額	不用額	前年度 支出済額
				執行率	構成比率			
議会費		4,580,000	4,216,815	92.1	12.2	0	363,185	3,003,020
総務費		24,624,000	18,678,176	75.9	54.0	0	5,945,824	12,351,016
諸支出金		11,965,000	11,703,898	97.8	33.8	0	261,102	11,030,150
予備費		1,450,000	0	0.0	0.0	0	1,450,000	0
合計		42,619,000	34,598,889	81.2	100.0	0	8,020,111	26,384,186

支出済額の構成比率は、議会費が12.2%、総務費が54.0%、諸支出金が33.8%、予備費が0.0%となっています。

支出済額を前年度と比較すると、議会費が4,217千円で1,214千円(40.4%)の増、総務費が18,678千円で6,327千円(51.2%)の増、諸支出金が11,704千円で674千円(6.1%)の増、予備費が0円で増減なしとなっています。

これらの科目の内容は、次のとおりとなっています。

議会費は、4,217千円のうち2,910千円(議会費に占める割合69.0%)が三輪財産区議会議員報酬及び手当となっています。

三輪財産区議会議員報酬及び手当は前年度と比較すると、56千円(1.9%)の減となっています。

総務費は、18,678千円のうち7,188千円(総務費に占める割合38.5%)が三輪会館指定管理料、10,198千円(総務費に占める割合54.6%)が三輪財産区基金に対する基金積立金となっています。

三輪会館指定管理料は前年度と比較すると、347千円(5.1%)の増となっています。

基金積立金の推移は、次表のとおりとなっており、前年度と比較すると、4,736千円(86.7%)の増となっています。これは、前年度繰越金の増加によるものとなっています。

(単位:円、%)

項目	年度		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	令和6年度	前年度比				
三輪財産区基金積立金	10,198,000	86.7	5,462,000	10,071,000	15,210,000	901,000

諸支出金は、次表のとおりとなっており、節別の支出済額の構成比率は、負担金補助及び交付金が79.2%、補償補填及び賠償金が0.1%、繰出金が20.8%となっています。

また、節別の支出済額を前年度と比較すると、負担金補助及び交付金が9,264千円で256千円(2.7%)の減、補償補填及び賠償金が10千円で増減なし、繰出金が2,430千円で930千円

(62.0%)の増となっています。

(単位:円、%)

節・支出先等	年度	令和6年度	前年度比	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
負担金補助及び交付金	三輪区	7,386,181	△3.6	7,658,973	6,719,242	4,561,204	3,667,311
	三輪婦人会	0	-	0	202,254	63,702	115,454
	三輪若杉子ども会	770,000	0.0	770,000	462,246	768,714	272,616
	三輪老人クラブ	614,000	1.7	604,000	300,000	257,000	232,300
	三輪商店振興会	270,000	2.6	263,082	278,750	90,545	314,056
	杉ヶ丘区	224,000	0.0	224,000	224,000	224,000	224,000
	計	9,264,181	△2.7	9,520,055	8,186,492	5,965,165	4,825,737
補償補填及び賠償金	川除区	10,095	0.0	10,095	10,095	10,095	10,095
繰出金	三田市一般会計	2,429,622	62.0	1,500,000	1,500,000	1,500,000	2,052,541
合 計		11,703,898	6.1	11,030,150	9,696,587	7,475,260	6,888,373

予備費の充用はなしとなっています。

## 2 附属資料

### (1) 実質収支に関する調書

実質収支に関する調書は、次表のとおりとなっています。

(単位:円)

会計	区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度へ 繰越すべき 財源	実質収支額	基金繰入額
三輪財産区一般会計		37,321,153	34,598,889	2,722,264	0	2,722,264	0

※ 基金繰入額=実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額

当年度は、歳入歳出差引額が2,722千円の黒字で翌年度へ繰越すべき財源0円を差し引いた実質収支額は2,722千円の黒字となっており、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円となっています。

### (2) 財産に関する調書

財産に関する調書における各財産の状況は、次表のとおりとなっています。

(単位:m<sup>2</sup>、m<sup>3</sup>、個、件、円、台)

項目		年度	令和6年度末 現在高	令和6年度中 増減高	令和5年度末 現在高
公有 地	宅地	(m <sup>2</sup> )	2,266	0	2,266
	山林	(m <sup>2</sup> )	76,526	0	76,526
	原野	(m <sup>2</sup> )	4,295	0	4,295
	雑種地	(m <sup>2</sup> )	364,797	0	364,797
	その他	(m <sup>2</sup> )	1,162	0	1,162
	計	(m <sup>2</sup> )	449,046	0	449,046
財 産	建物	(m <sup>2</sup> )	583	0	583
	立木の推定蓄積量	(m <sup>3</sup> )	98	0	98
	動産	(個)	0	0	0
	物権	(m <sup>2</sup> )	0	0	0
	無体財産権	(件)	0	0	0
	有価証券	(円)	0	0	0
	出資による権利	(円)	0	0	0
	財産の信託の受益権	(件)	0	0	0
物品	(台)	0	0	0	
債権	(円)	0	0	0	
基金	(円)	193,795,177	10,198,000	183,597,177	

公有財産の状況を前年度と比較すると、土地が449,046m<sup>2</sup>で増減なし、建物が583m<sup>2</sup>で増減なし、立木の推定蓄積量が98m<sup>3</sup>で増減なしとなっています。

基金の状況を前年度と比較すると、193,795千円で10,198千円(5.6%)の増となっており、この内訳は、全額が三輪財産区基金となっています。

他の財産は、該当なしとなっています。

### 3 むすび

当年度の三田市三輪財産区一般会計歳入歳出決算状況については、以上のとおりとなっています。

三輪財産区については、歳入決算総額3,732万円の内、820万円が前年度繰越金、2,900万円が三田ゴルフ(株)に対する土地貸付収入となっており、同貸付収入は三輪財産区における極めて重要な収入となっていることから、三田ゴルフ(株)との良好かつ適切な関係の維持を引き続き図り、三輪財産区の安定的かつ継続的な財源の確保に努めてください。

次に、三輪会館の管理運営は、令和6年度から3年間を期間として新たに指定管理者の指定が行われていることから、引き続き、施設の設置目的を効果的に達成され、さらに、最少の経費で最大の効果が発揮されるように取り組んでください。

なお、次に掲げる事項については、速やかに、改善等の措置を講じてください。

#### (1) 概括的事項について

これまでの決算審査等でも指摘しているところですが、今回の審査においても、不完全な事務が一部見受けられました。

各種事務については、地方自治法、三田市の条例・規則等の関係法令の規定に従い執行されるとともに、コンプライアンスの徹底、内部統制の構築を図り、適正で効率的な事務に努めてください。

#### (2) 会計事務について

財産区の会計事務については、地方自治法施行令第222条及び同令第173条の3において、条例で三輪財産区の会計事務に関する特別の定めを設けていない場合は、三田市が定める三田市会計事務規則を準用して会計事務を行うものと解されています。

また、準用する三田市会計事務規則第3条第1項において「会計事務の指導統括に関する事務は、会計管理者が行う。」、同規則第51条第1項及び第72条第1項において、歳入歳出現金に係る保管及び支出命令を受けた際の支払については、会計管理者が行うものとされているところです。

このことから、三輪財産区の会計事務については、会計管理者の指導統括のもと行われるよう、早急に見直しを行ってください。

#### (3) 負担金補助及び交付金の執行について

三輪財産区は、三輪区内の各種団体に交付金として合計5団体926万円を交付しており、最も多額の団体は当年度739万円、令和2年度から令和6年度の5年間では2,999万円の交付金が交付されています。

当該財産区は地方自治法に基づく特別地方公共団体であり、同法第296条の5第1項において「財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。」と規定され、また、行政実例（昭和35年4月18日自丁行発第46号）では、財産区の財産又は公の施設の管理上必要な限度を超えた補助金の交付はできないと

の見解が示されていることを考えると、この交付金の主旨・目的・内容・金額等の妥当性について、疑問を持たざるを得ないと考えます。

については、特別地方公共団体の有する裁量権の範囲内で合理的なものとなるよう、地方自治法の主旨を真摯に受け止め、交付金のあり方については十分かつ速やかに検討してください。

#### **(4) 賃貸借における負担経費について**

三田ゴルフ倶楽部は、財産区から財産の貸付を受けることで事業を行っており、自然災害が発生した際には、被害を復旧しなければ事業を継続することが困難であると予測されることから、不測の事態に対する取り決めに不明瞭な部分があることから、これまでの決算審査で指摘してきたところです。

については、令和8年度以降の賃貸借に係る契約更新時において、適切な措置が講じられるよう取り組んでください。

#### **(5) 基金の管理について**

三輪財産区基金の管理については、1金融機関に対し1,000万円の定期預金により管理しているものが4件、1金融機関に対し1,000万円の定期預金に加えて1億4,380万円を普通預金で管理しているものが1件あり全体で1億9,380万円が管理されています。

基金の管理については、歳入確保の観点から、ペイオフの全額保護の範囲内で最も確実かつ有利な方法となるよう要望します。